

E. F. O. S. T.

勅を立證するものではなからうか。
更に主事望月源治君は組織改革に就て、何ら意見がなく、執行委員中の渡邊君の私案に盲目的に従従し、而して執行委員会案として各組合にその案を送付せるが、その後執行委員会を開き、二三の委員から猛烈な反対に合ひ、是又盲目的に服従し、先の場合を發表してより五六日と經ざるに、又改革案の改定案と云ふよりはむしろ改悪案を出したるが如き、如何に執行委員の無能、不統一を曝露したかが明らかである。
前に執行委員の決議によると大會提出議案として、運動方針に關する意見書及び政治政黨に關する意見書等が作成される事に決定したのであつたが大會には、それらの議案が馬鹿に仕切つてゐるかと云ふことを明らかにした。此等は如何に執行委員が各組合を馬鹿に仕切つてゐるかと云ふことを明らかにするものである。
尙大崎支部聯合と云ふが如き組織に關する重大なる問題に就いても何ら協議も、對策も構せず、東部合同労働組合から大會にその問題に就いて議案が提出されるに及び、周章狼狽を極めて居つた。
彼等執行委員は、教育を行はなければならぬ組合に對し、それを爲さず、組織に全力を傾けなければならぬ事情にある組合に對し、その實行を爲さず、爭議に對しては意見、政策がなく、地方の組合に對する運動方針に就いて見ても實に杜撰極まるものであつた。便宜と援助とを與へなければならぬ、醸造労働組合、藤岡支部及びその他に對し、桐生労働組合、紡織労働組合に對し何ら積極的な行動をなしてゐなかつた。更に一定の方針がないが爲めに、主義主張がないが爲めに、行當りパツタリの政策で、従つて執行委員の政策がまちまちである。
斯る無能と醜態の事實あるが爲めに彼等は大會において、各組合より質問及び反對

(2)

の意見が出るのを慮れ、責任を明らかにすると言明したにも係らず、理事會議で任命した大會準備委員の定めた議席に着く事を當日になつて、にはかに拒絶の希望を述べ、而もその理由として『ハツカシイ』から前にならべてくれるなど云ふが如き無責任な理屈にならぬ理屈をならべ、遂に無理矢理に拒絶してしまつた。
如斯く得手勝手な彼等は代表議員の自由な(實は自分らに都合の悪い)討議を爲さしめざる様に、先手をうつて自ら發言を求め、野次を飛ばし議場をして、益々混亂に導いて行つたのである。
彼等は口を開けば退席せる四組合代表議員は『理屈ばかりコキ廻して困る』『彼等は最初から議場を混亂せしめるために出席したものだ』と云つてゐる、然し乍ら諸君!!我等は他くまでも自由完全に自己の言はんとする事を云ひ、他の云はんとすることを聞く事によつて大會は眞に意義あるものだと思ふ。我々は決して他人の揚足をとる事を以て満足し喜びつゝあるものでない。
少しの言葉の使ひ違ひが、全然反對の結果に陥入る事がある場合を諸君は承知して居られる事であらう。常識で判断できる事だからと云ふ様な事で、總てをウヤムヤにして置くならば何故に大會を開く必要があるのだ、嚴密に、確定的に總てを所理してこそそこに始めて大會の意義があるのだ、くとい様でもあらう、面倒な事でもあらう判り切つた事を繰り返して聞く事は常識から云つて、たしかに馬鹿／＼しい事かも知れない。然し乍ら諸君、我々は少くとも大會出席代表議員は全労働者の幸福を計らんが爲めに出席しておるのである。従つてそれは他くまでも眞剣でなければならぬ、かかる重大なる代表議員に、理屈が多つて困るとか、面倒なことを云つて困るとか云ふ様な事を云ふに到つては、到底我らの忍び得ざる所である。

(3)